

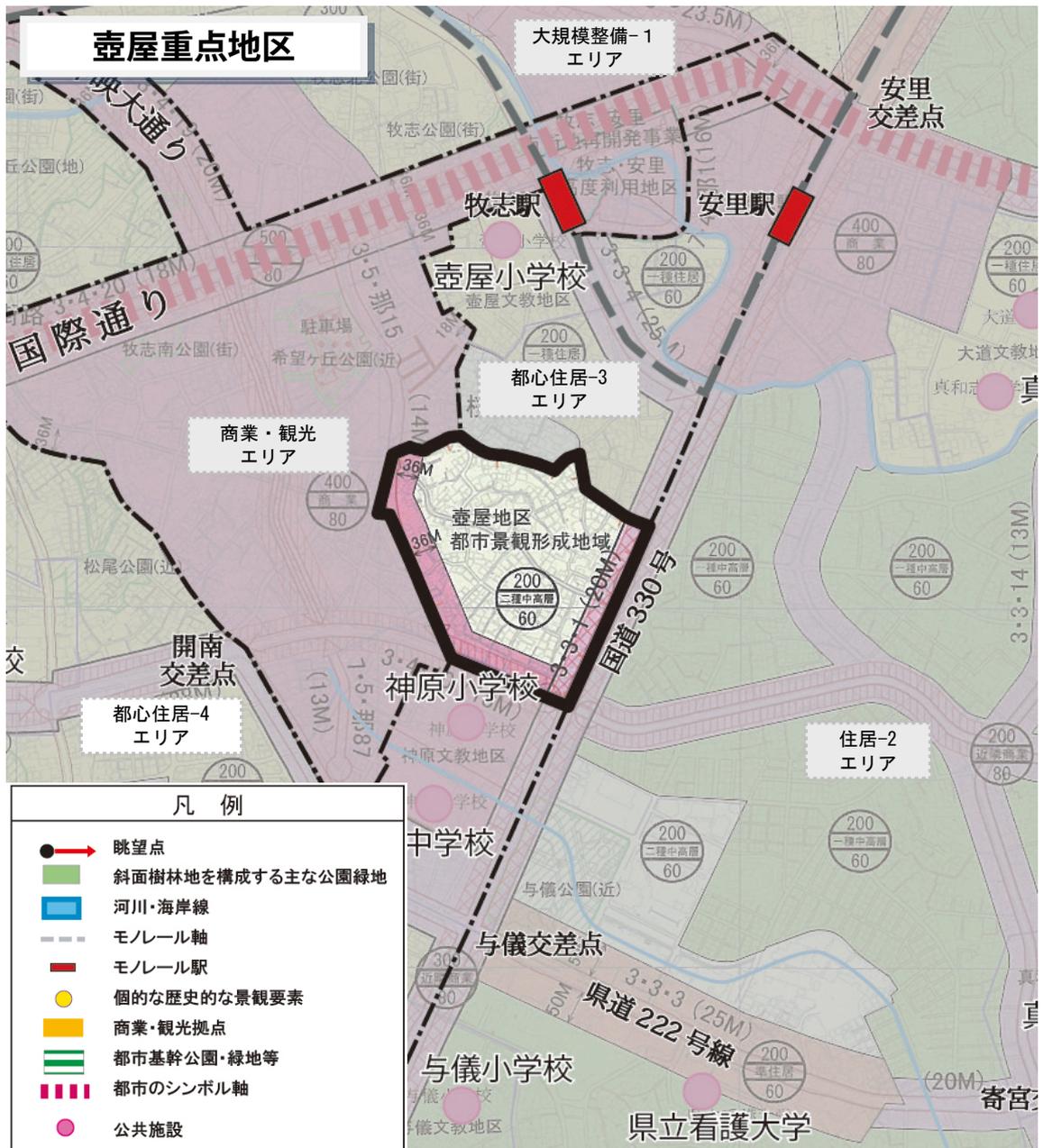
3. 壺屋重点地区

■エリア区分

壺屋は現在市の条例により都市景観形成地域に指定されています。個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、重点的な景観整備エリア＝重点地区として区分します。



壺屋の「スージグワ」



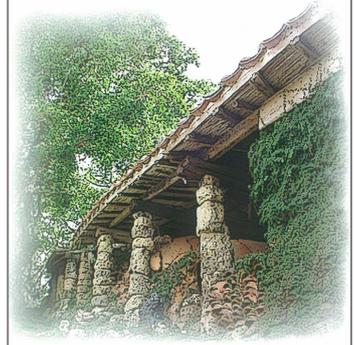
＜景観整備の目標＞

- ・ 歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を図り、伝統的な窯業の集落らしさを有する街並みの形成を目指します

＜全体方針＞

「スーシグラー」一帯は、残された沿道石垣等を保全・修復し、屋敷内植栽や生垣の創出、石垣修景植栽・擁壁・法面緑化等を行うことで、花・緑豊かな潤いのある景観形成を図ります。

壺屋地区
都市景観形成地域



那覇市

-  やちむん通り（道路から4M）
-  チブヤマーいの道（沿道）
-  チブヤ予感・支援地区



壺屋地区都市景観形成地域 景観形成基準

■私的空間（及び町有空間）

項目	やむちん通り	やむちん通り後背地		
		チバヤまーいの道	チバヤ予感・支援地区	
建築物	壁面の位置	○建物の壁面位置は道路境界から1m後退して設けることを原則とし、雨樋空間や緑化空間を確保する。 ○建物を3層以上にする場合、3層目以上の壁面位置を道路境界より2m以上後退させ、通りへの圧迫感を和らげる。		
	屋根	○建築物の屋根は琉球赤瓦葺きを原則とし、壺屋の伝統的まちなみ景観を形成する。		○建築物の屋根は可能な限り赤瓦屋根とし、壺屋の伝統的まちなみ景観に留意し、周辺と調和するものとする。
	軒	○建築物が2層以上の場合には1階部分に赤瓦の軒を出し、通りの連続性を生み出す。		
	外壁・窓枠・軒裏等	○外壁、窓枠、軒裏等は原色等の不調和な色彩を用いず、周辺景観と調和したものとする。 ○陶板や陶片、木板等を含めた伝統的素材の活用をできるだけ工夫し、壺屋らしさを感じさせる。		(同左)
	入り口・開口部	○店舗等の入り口は壺屋の焼き物素材を活用するなど、通りの歴史的・伝統的景観に配慮した素材・意匠とする。 ○店舗等の通りに面する開口部に設ける扉及びシャッター等については、透視性があり、かつ歴史的・伝統的景観に調和したものとする。		○製陶所の入り口・開口部は壺屋の焼き物素材を活用するなど、通りの歴史的・伝統的景観に配慮した素材・意匠とする。
建築設備	室外機・ポンプ等	○空調室外機・ポンプ・ボイラー等の建築設備類は、できるだけ通りから見えないよう工夫し、まちなみ景観と調和したものとする。		(同左)
	高架水槽・アンテナ等	○高架水槽及びアンテナ等を屋上及び屋根上に設ける場合には、できるだけ通りから見えないよう工夫する。		(同左)
工作物	シーサー	○壺屋地区を特徴づけるシーサーを積極的に活用するよう努める。	(同左)	(同左)
	石敢當	○石敢當の素材、形状、色彩等は、歴史的・伝統的なものを原則とし、周辺景観に充分調和するものとする。	(同左)	(同左)
	共同井戸（拜所）	○やむちん通りに点在する共同井戸は、保全するとともに修景し、縁際のある空間として活用を図る。	○ウファガーは、保全するとともに修景し、縁際のある空間として活用を図る。	
	垣・欄・塀	○通り沿いに新たに塀を設ける場合は、石垣、生垣または壺屋の焼き物素材等を活用したものとし、高さは圧迫感がないよう120cm以下を原則とする。 ○既存の塀等は、必要に応じて修景・緑化を行う。	○通り沿いに新たに塀を設ける場合は、石垣、生垣または壺屋の焼き物素材等を活用したものとし、高さは圧迫感がないように配慮する。 ○既存の石垣等は、必要に応じて修復を行うことが望ましい。	○通り沿いに新たに塀を設ける場合は、石垣、生垣または壺屋の焼き物素材等を活用したものとし、高さは圧迫感がないように配慮する。 ○既存の塀等は、必要に応じて修景・緑化を行うことが望ましい。
	ゴミ箱	○通り沿いにゴミ箱を設置する場合は壺屋の焼き物を活かしたものとする	○	
敷地の緑化	敷地の緑化	○通り沿いの景観木は、これを保全する。新築、増改築等によりその場で保全できない場合は、移植等の対策を講ずる。 ○建築物や工作物が壁面後退により、生じる空き地には、中高木、生垣、花木等による修景緑化を積極的に図る。		○敷地の緑化を推進し、地区のシンボルツリーとなる老木等は保全することが望ましい。
	建物の緑化	○建物の通りに面する開口部やベランダには緑化修景を行い、うるおいのある通りを創出する。		○建物の通りに面するベランダやバルコニー等には緑化修景を行い、うるおいのある通りを創出する。

屋外広告物	屋外広告看板	○設置できる看板は各店舗最小限の数とし、素材・形態・色彩等は通りの歴史的・伝統的景観に配慮し工夫する。 ○景観資源や窯元、有料駐車場等、地区全体に関わる施設や資源については、共通のサイン意匠とする。 ○その他の基準については、那覇市デザインマニュアルに準ずるものとする。	(同左)	(チバヤまーいの道に同じ)
	自動販売機類	○自動販売機類は道路から広く目視されないよう、位置、形態、色彩等に十分に配慮し、まちなみ景観に調和するものとする。	(同左)	(同左)
駐車場空地等	車庫・駐車場及び空き地等	○車庫・駐車場及び空き地等はむき出しにならないような配置をし、修景に配慮する。また、透水性のある床面にすることが望ましい。		(同左)
造成等	木竹の伐採・土石類の採取	○木竹の伐採や土石類の採取によって、歴史的・伝統的景観の維持に基いたしい支障を及ぼさないよう留意する。		(同左)
	土地の形質の変更【擁壁】【法面】	○宅地の造成、その他の土地の形質の形成については、適切な植栽を行うなど、行為後の景観が周辺地域の景観と著しく不調和とならないものとする。 ○やむちん通りから目視される箇所における擁壁の表面素材は、壺屋の素材を活用するなど、周囲の景観と調和するものとする。 ○法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限りに緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。		○宅地の造成、その他の土地の形質の変更については、適切な植栽を行うなど、行為後の景観が周辺地域の景観と著しく不調和とならないものとする。 ○擁壁の表面素材は、壺屋の素材を活用するなど、周囲の景観と調和するものとする。 ○法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限りに緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。

■公的空間

項目	やむちん通り	チバヤまーいの道	チバヤ予感・支援地区
電柱	○電線類は将来的に地下埋設できるよう検討することとし、当面は周辺と調和する色彩が必要に応じて施す。	(同左)	
サイン・モニュメント	○公共のサインやモニュメントを設置する場合は、できるだけ壺屋らしさに配慮した素材やデザインを協議する。 ○公共サインやモニュメントは必要以上には設置しない。	(同左)	
ゲート空間	○雨水や井戸水を利用したゲート空間等での緑化を工夫するとともに、壺屋らしさを醸し出すよう樹種や管理方法等を検討・協議する。		○やむちん通り後背地の主要な交差点や地区幹線道路との交差点では壺屋らしさを醸し出すよう樹種や管理方法等を検討・協議する。
路面		○路面の素材や石畳舗装となる道の選定は、ヒアリングの確認や協議が必要であり、施工についても安全性などを含め、検討する必要がある。 ○特に南ヌ（フェヌス）窯から東（アガリ）窯一帯については、側溝の石垣や石畳の復元・修復を図り、壺屋らしさを醸し出すような素材・意匠とする。	
街路樹		○植栽樹種は、歴史的・伝統的風土を考慮するとともに、周辺樹林との調和が得られるものとする。	

